

については、第1期（6月）と第2期（8月）に、普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納めていただくこととなります。

対象となる方には、「平成25年度市民税・県民税税額決定・納税通知書（納付書）」を6月14日（金）に発送します。

普通徴収および特別徴収の対象となる税額、各月の徴収税額、対象となる年金等についてお知らせします。

◆市・県民税の申告について  
収入のない方でも申告をすれば、国民健康保険税の軽減措置や、税関係証明書の発行、各種制度の優遇措置を受けられることがあります。

税制上の被扶養者になっていない方などで申告が済みでない方は、収入が無い旨などの申告をしてください。

◆生命保険料控除の改正について

平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等（新契約）に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）に係る

保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります（表3参照）。

（表3）

旧契約 （平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除）		新契約 （平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除）	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
70,000円超	35,000円(上限)	56,000円超	28,000円(上限)

また、新契約のうち介護・医療保障を対象とした契約の支払保険料について、介護医療保険料控除が設けられました。

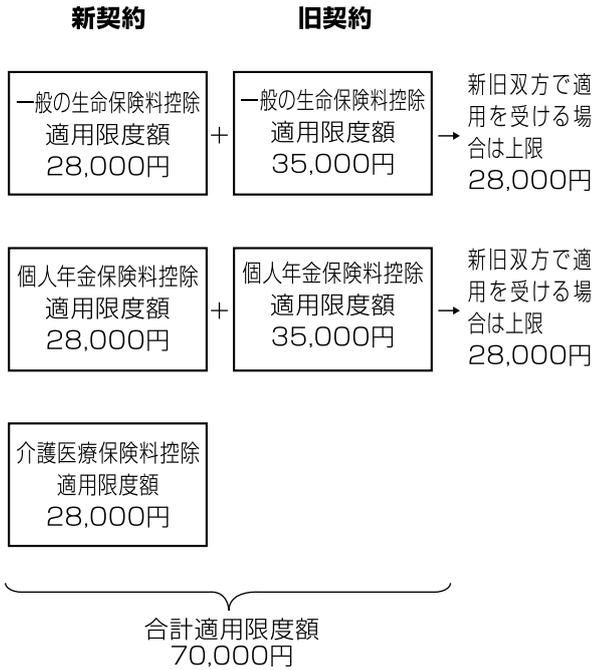
なお、新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合は、控除の区分ごとにそれぞれ次の計算方法があります。

- ・新契約のみで計算した金額（適用限度額2・8万円）
- ・旧契約のみで計算した金額（適用限度額3・5万円）
- ・新契約と旧契約それぞれで計算した金額の合計額（適用限度額2・8万円）

（表4参照）

（表4）

＜新契約と旧契約の双方で適用を受ける場合のイメージ＞



市・県民税について  
よくあるお問ご合わせ

Q、私は今年の8月に茂原市からA市に転出する予定です。この場合、茂原市に市・県民税を何期分まで納税すればいいのでしょうか？

A、平成25年度の市・県民税は、平成25年1月1日に住んでいた市町村で課税されます。その年の途中に茂原市から転出したとしても、平成25年度の市・県民税は全額を茂原市に納付していただくことになります。

Q、平成24年中に退職し、その際に市・県民税を支払ったのですが、今年また納税通知書が届きました。現在は無職なのですが？

A、平成25年度の市・県民税は平成24年中の所得に対して課税されます。退職時に一括で給与天引きされた、または納税通知書で納付していたものは、退職により以降の給与から天引きできなくなった平成24年度の市・県民税（平成23年中の所得に対して課税したものです）です。

Q、市・県民税を給与天引きにしたいのですが、どのような手続きをすればいいのでしょうか？

A、お勤め先を通じて、市民税課に手続き（「普通徴収から特別徴収への切替届出書」の提出）をしていただくこととなります。その際、お勤め先の給与担当の方に納税通知書のコピーをお渡しください。

お問い合わせは、  
市市民税課（2階）  
☎201577、FAX201609へ。